

多核種除去設備等に使用する機器（クロスフローフィルタ）の国産品導入に伴う記載の変更に関連した、措置を講ずべき事項の該当項目の整理

目次	作成対象 項目	理由
I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき措置	○	本変更申請の対象となる多核種除去設備等は、リスク低減対策に関わる設備であるため
II. 設計、設備について措置を講ずべき事項		(各項目参照)
1. 原子炉等の監視	-	本変更申請はRPV/PCV/SFP内の使用済み燃料等に関する内容ではないため
2. 残留熱の除去	-	本変更申請はRPV/PCV内の燃料デブリ、SFP内の燃料体に関する内容ではないため
3. 原子炉格納容器雰囲気等の監視等	-	本変更申請はPCV内の気体に関する内容ではないため
4. 不活性雰囲気等の維持	-	本変更申請はRPV/PCV内の可燃性ガスに関する内容ではないため
5. 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理	-	本変更申請はSFPからの燃料の取出しに関する内容ではないため
6. 電源の確保	-	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等は、重要度の特に高い安全機能や監視機能を有し、その機能を達成するために電力を必要とする構築物、系統及び機器に該当しないため
7. 電源喪失に対する設計上の考慮	-	本変更申請は全交流電源喪失時のRPV/PCV内やSFPへの冷却に関する内容ではないため
8. 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等は放射性固体廃棄物の処理・保管・管理に関するものであるため
9. 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等は、放射性液体廃棄物を処理する設備であるため
10. 放射性気体廃棄物の処理・管理	-	本変更申請は放射性気体廃棄物の処理・管理に関する内容ではないため
11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等	-	本変更申請による記載の変更は、敷地境界における実効線量に影響しないため
12. 作業員の被ばく線量の管理等	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等の機器は、作業員の被ばく線量の管理を行うべき設備であるため
13. 緊急時対策	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等は、特定原子力施設内に位置するため
14. 設計上の考慮		(各項目参照)
① 準拠規格及び基準	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等の機器は、果たすべき安全機能の重要度を考慮して、適切と認められる規格及び基準によるものである必要があるため
② 自然現象に対する設計上の考慮	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等の機器は、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計である必要があるため 本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等の機器は、地震以外の想定される自然現象によって、安全性が損なわれない設計である必要があるため
③ 外部人為事象に対する設計上の考慮	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に該当するため
④ 火災に対する設計上の考慮	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等の機器は、火災により施設の安全性を損なわない設計である必要があるため
⑤ 環境条件に対する設計上の考慮	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等の機器は、経年事象を含む全ての環境条件に適合できる設計である必要があるため
⑥ 共用に対する設計上の考慮	-	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等は、複数の施設間で共用をしないため
⑦ 運転員操作に対する設計上の考慮	-	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等の機器は、動的機器ではなく運転員操作を伴わないため
⑧ 信頼性に対する設計上の考慮	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等の機器は、十分に高い信頼性を確保し、かつ維持しうる設計である必要があるため
⑨ 検査可能性に対する設計上の考慮	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等の機器は、それらの健全性及び能力を確認する検査ができる設計である必要があるため
15. その他措置を講ずべき事項	-	その他措置を講ずべき事項はないため
III. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項	-	本変更申請による記載の変更は、敷地境界における実効線量に影響しないため
IV. 特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項	-	本変更申請は特定核燃料物質に関する内容ではないため
V. 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項	-	本変更申請は燃料デブリの取出しやそれに関連した措置に関する内容ではないため
VI. 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項	-	本変更申請は、新規に実施計画の変更認可申請を行うことから、1～3に非該当であるため 1. 法第67条第1項の規定に基づく報告の徴収に従って報告している計画等 2. 原子力安全・保安院からの指示に従い、報告した計画等 3. 法の規定に基づき認可を受けている規定等
VII. 実施計画の実施に関する理解促進	-	本変更申請によって、理解促進に関する取組みに変更はないため
VIII. 実施計画に係る検査の受検	○	本変更申請にて記載を変更する多核種除去設備等の機器は、使用前検査および溶接検査の対象であるため